

# LOCAL RULES

- アウト・オブ・バウンスは白杭、アンダー・リペア(修理地)は青杭又は白線をもって標示する。
- コース内における道路、排水設備、ヤード杭、その他の人工物件は動かさない障害物とする。
- 電磁誘導カート用の2本のコンクリート軌道は全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則16. 1aに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なし救済を受けなければならない。但し、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。
- コース内の池は、全てレッドペナルティーエリアとし、その境界は水際とする。
- 池の水際真上の地点より、1クラブ以内にある球はホールに近づかず、2クラブレンジス以内に無罰でドロップすることができる。
- グリーン上においては、パター以外のクラブの使用を禁止する。
- 目的外グリーンにおいて、グリーンエッジより1クラブレンジス以内に止まった球は、プレー禁止の修理地(ジェネラルエリア)とし、その上に球がある場合やスタンスがかかる場合、グリーンエッジより1クラブレンジス以上離れたホールに近づかない箇所にドロップしなければならない。
- No.4、No.7、No.9、No.13、No.16、No.18で第1打が池に入った場合は、前方特設ティーよりプレーイング3でプレーしなければならない。
- No.9、No.10、No.11、No.12、No.13、No.14ホールで第1打目がアウト・オブ・バウンスに入った場合は、前方特設ティーよりプレーイング4でプレーしなければならない。
- No.4右側黄杭、No.6右側黄杭、No.17左側黄杭、No.18左側黄杭で第1打がその境界を越えた球は、前方特設ティーよりプレーイング3でプレーしなければならない。尚、2打目以降黄杭の境界を球が越えた場合は、その横切ったと思われる地点から1打付加して2クラブレンジス以内でホールに近づかない所(救済エリア)にドロップしてプレーする。
- No.9ホールとNo.18ホール及びNo.13ホールとNo.16ホールにおいて、2打目以降、球が黒色縞杭または池を越えた場合1打罰とし、横切ったと思われる地点からホールに近づかず2クラブレンジス以内にドロップしてプレーしなければならない。
- 上記以外は全てJGAゴルフ規則による。

注) 本ローカルルールの追加・削除及び変更は、クラブハウス内に掲示し、その日を以て効力を発するものとする。



溝辺カントリークラブ